

## 8. 段階整備方針

---

### (1) 基本的考え方

本計画では、長期的な整備・管理を念頭に置いた計画を定めることとしているが、平城宮跡においてはこれまでの史跡の保存整備の経緯の中で、区域内に道路や鉄道、文化財の調査研究施設等が設置されている。このため、これらの施設の移転・移設等のタイミングに併せて順次公園の整備を進めていくこととなるが、移転・移設が長期化することも考えられることから、整備の途中段階でも本公園が担うべき機能を可能な限り発揮できるものとするため、以下に掲げる方針のもと、段階的に整備を進めることとする。

なお、今後の整備過程において、発掘調査・研究の進展や本公園をとりまく社会情勢、来園者ニーズ等の変化により、本公園に位置付けのある施設整備等をそのまま進めていくことに支障が生ずるおそれのある場合には、計画の見直しを検討する。

- ・整備順序は、基本理念及び基本方針を具現化することを念頭におき、6つの導入機能をバランス良く高めることに配慮したものとする。
- ・関係機関との連絡調整を密にし、道路や鉄道、文化財の調査研究施設等の移転・移設の時期を見据え、段階的に整備を進めることとする。
- ・各々の整備段階において、できる限り来園者の利便性を損なわないように園路や利用サービス施設等の整備を行う。

### (2) 段階整備での配慮事項

#### ① 動線上の配慮

- ・主要な動線は、迂回ルートの設定等により必要な機能を満たすものとする。

#### ② 施設整備上の配慮

- ・移転・移設予定施設があるために、一部整備ができない建物等復元、遺構表示等については、歴史・文化体感・体験機能及び歴史・文化の教育・学習効果が十分にあると期待できる範囲について整備を行う。
- ・移転・移設予定施設があるため、利用サービス施設等の機能が発揮できない場合には、迂回ルート等に合わせた施設の整備等により機能補完を行う。

ここでは、鉄道及び文化財の調査研究施設等が存置されている段階についての段階整備計画平面図（案）を示す。



図 41 段階整備計画図(案)

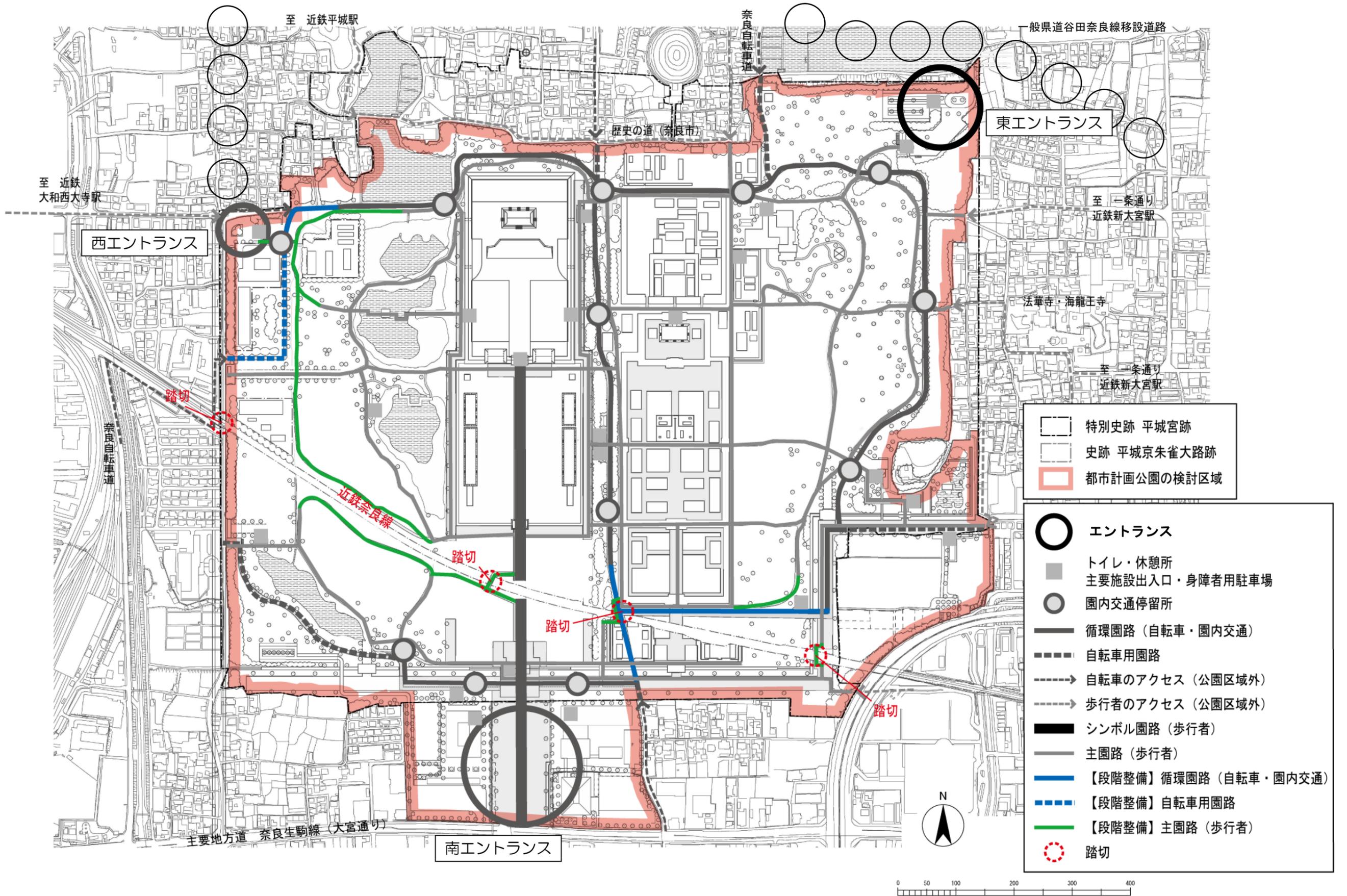


図 42 段階整備計画図(案)：園路計画